

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿武町長 花田 憲彦

市町村名 (市町村コード)	阿武町 (35502)
地域名 (地域内農業集落名)	宇田地区 (田部、井部田、郷、つづら、平原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月9日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宇田地区では農用地の殆どが田であり、水稻を主に生産している。区域内の農用地面積のうち6割を70歳以上の農業者が担っている。後継者がいないため新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした農作物の生産を行い、各農家が現在耕作している農地に関しては、継続して維持・管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農用地のうち中山間地域等直接支払制度の関係農用地や水稻細目書に記載されているなど、現状耕作、維持管理がされていることが確認できる農用地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の農地の維持管理を継続する事を基本とするが、担い手の経営状況や土地所有者の意向を踏まえて担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手、農地所有者の意向を踏まえて中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
当面は取り組みの計画は無いが、地域の要望に合わせて取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体の担い手育成をJAと阿武町農林水産課で連携し、相談から定着まで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病害虫の防除作業に関しては(有)ドリームファーム阿武に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、サル等の被害が多く発生しているため、猟友会、阿武町農林水産課と連携して今後も対策を進める。
- ③ドローン等を活用した病害虫防除の導入を検討する。
- ⑤町特産のキウイフルーツの生産を行う。
- ⑦中山間等直接支払交付金を活用して農地の保全管理を行っていく。